

足立区宅地開発事業調整条例に関する実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、足立区宅地開発事業調整条例（令和元年足立区条例第10号。以下「条例」という。）及び足立区宅地開発事業調整条例施行規則（令和元年足立区規則第21号。以下「規則」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(事業計画書の添付書類)

第2条 規則第3条第2項の規定により添付する図面又は書類は、次の表にしたがうものとし、当該書類の大きさは日本産業規格A4と、当該図面の大きさはA3とする。

図面又は書類	作成上の留意事項及び明示すべき事項
案内図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位</li> <li>・道路及び目標となる地物</li> <li>・事業区域</li> <li>・条例第22条ただし書において、ごみ集積場を整備したとみなすことができる場合に該当する場合は、同意が得られた既存ごみ集積場の位置</li> </ul>
土地利用計画図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・縮尺及び方位</li> <li>・建築基準法上の道路種別及び幅員</li> <li>・事業区域内における宅地分割の状況</li> <li>・ごみ集積場の位置、寸法、面積（ブロック等で囲う場合は、宅地、施設等の求積図を参照）</li> </ul> <p>※ 都市計画法第29条による開発許可を伴う場合には、以下の事項も明示する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宅地ごとの駐車スペース予定位置</li> <li>・道路の改修計画（L形側溝切下げ位置の新設、復旧等）</li> <li>・道路及び宅地の高さ</li> <li>・電柱の位置</li> </ul>
公図の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規則第3条第2項第3号の区長が別に定めるものとは、登記情報提供サービス（電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成11年法律第226号）により提供された登記情報をいう。以下同じ。）により取得したものとする。</li> </ul>
不動産の登記事項証明書又は所有者証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規則第3条第2項第4号の区長が別に定めるものとは、登記情報提供サービスにより取得したものとする。</li> </ul>
排水計画図 （土地利用計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宅地内の最終枳（汚水・雨水）の位置及び排水管接続先となる道路内埋設管の位置</li> </ul>

画図と兼ねることができる。）	<p>※ 都市計画法第29条による開発許可を伴う場合には、以下の事項も明示する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新設道路がある場合で合流式地域は、道路内の合流管（汚水と雨水の両方を流している管をいう。）の位置及び管径</li> <li>・新設道路がある場合で分流式地域は、道路内の雨水管及び汚水管の位置及び管径</li> </ul>
宅地、施設等の求積図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三斜求積又は座標求積により宅地、道路等の施設のそれぞれの面積を求積できるもの</li> <li>・ごみ集積場をブロック等で囲う場合は、内法面積が求積できるもの</li> </ul>
公園等の配置計画図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園等を設ける場合のみ</li> </ul>
ごみ集積場の位置等に関する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別に定めるごみ集積場の事前相談シートに足立清掃事務所の受付印が押されたもの</li> <li>・条例第22条ただし書のごみ集積場を整備したとみなすことができる旨の規定の適用を受ける場合は、ごみ集積場の利用に関して土地所有者、周辺住民、町会、自治会等の関係者から同意を得られたことを証する書類</li> </ul>
その他区長が必要と認める書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町会・自治会への加入協力のお願いシート（写し）</li> <li>・一団の土地の一部のみ宅地開発事業を行う場合は、当該事業を行う土地以外の区域で宅地開発事業を行わない事実の確認をするための書類</li> </ul>

（道路状の整備）

第3条 規則第12条第1号及び2号の道路状の整備とは、アスファルト等により舗装されたものとする。

（補則）

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則（31足都開発第1100号 令和元9月30日 建築室長決定）

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

付 則（3足都開発第50号 令和3年4月9日 建築室長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。